Uスマート推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、Uスマート推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、ICT等の先進技術を利活用し、社会課題の解決や新たな事業の創出などに官民協働で取り組み、宇都宮市が将来にわたって持続的に発展することができるスマートシティを実現することを目的とする。

(事業)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) スマートシティの実現に向けた計画(以下「推進計画」という。)の策定及び進行管理に関すること
 - (2) 計画に位置付けた先進技術の実装に向けた調査・研究及び実証実験の実施に関すること
 - (3) 事業計画に関すること
 - (4) 予算及び決算に関すること
 - (5) その他、協議会の目的達成に関すること

(組織)

- 第4条 協議会は、宇都宮市及び第2条に掲げる目的に賛同し、主体的に活動を推進する事業者、大学等(以下「団体等」という。)として別表に掲げた団体等の代表者又は代表者の推薦を受けた者(以下「委員」という。)で組織する。
- 2 会長は、必要に応じ、委員の意見を聴取しながら、団体等を新たに入会させることができる。
- 3 団体等は、協議会を退会しようとするときは、会長に申し出るものとする。 (役員及び任期)
- 第5条 協議会に、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 1名
- 2 役員は、第4条第1項の委員の中から委員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。 (役員の職務)
- 第6条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(総会)

- 第7条 総会は、会長が招集する。
- 2 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決する

ところによる。

- 3 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、 書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 4 総会は、必要に応じて文書又はメールで行うことができる。 (総会の議決事項)
- 第8条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 推進計画の策定または変更に関すること
 - (2) 事業計画及び予算の立案又は変更に関すること
 - (3) 事業計画の報告及び決算に関すること
 - (4) 協議会の規約の変更に関すること
 - (5) その他、協議会の運営に関する重要な事項

(ワーキンググループ)

- 第9条 第3条に定める事業の実施及び総会の円滑な運営のため、協議会にワーキンググループを設置することができる。
- 2 ワーキンググループの構成員は、委員又は委員の推薦を受けた者をもって充てる。 (事務局)
- 第10条 協議会の事務を処理するため、宇都宮市に事務局を置く。 (関係人の出席)
- 第11条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事業年度)

- 第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。 (資産及び会計)
- 第13条 協議会の資産及び会計は、会長が管理し、その方法は、会長が別途定める。 (機密保持)
- 第14条 委員は、協議会を通して知り得た活動内容又は他の委員(以下「開示者」という。) に関する一切の情報を、協議会の退会後を含め、開示者に無断で第三者に開示又は漏洩等 してはならない。

(知的財産権等)

第15条 第3条に定める事業によって生ずる可能性のある知的財産権等の帰属については、 別途団体間であらかじめ書面をもって明確にする。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が別途定める。

附則

- この規約は、令和元年7月30日から施行する。
 - 附 則(令和元年11月19日議案第1号)
- この規約は、令和元年11月19日から施行し、令和元年11月7日から適用する。 附 則(令和2年8月27日議案第1号)
- この規約は、令和2年8月27日から施行し、令和2年7月8日から適用する。

附 則(令和3年7月19日議案第1号)

この規約は、令和3年7月19日から施行し、令和3年6月8日から適用する。

附 則(令和4年4月1日議案第1号)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月29日議案第1号)

この規約は、令和4年7月29日から施行し、令和4年6月23日から適用する。ただし、株式会社ドコモビジネスソリューションズに係る改正は、令和4年7月20日から適用する。

附 則(令和6年7月8日議案第1号)

この規約は、令和6年7月8日から施行し、令和5年10月1日から適用する。 附 則(令和7年7月14日議案第2号)

この規約は、令和7年7月14日から施行し、令和7年7月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

別表(第4条関係)
団体等
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
株式会社AsMama
株式会社アバンアソシエイツ
宇都宮市
国立大学法人 宇都宮大学
宇都宮ライトレール株式会社
NTT東日本株式会社
MS&ADインターリスク総研株式会社
関西電力株式会社
関東自動車株式会社
共同印刷株式会社
クラフトワーク株式会社
KDDI株式会社
株式会社JTBコミュニケーションデザイン
株式会社下野新聞社
東京ガス株式会社栃木支社
東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社
株式会社ドコモビジネスソリューションズ
日本電気株式会社
株式会社NEZASホールディングス
株式会社日立システムズ
株式会社フォーラムエイト

富十涌	T	а	n	а	n株式会社
H 1. III		а	D	а	コエルバン・フェイル

- 三井情報株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社
- 三井住友ファイナンス&リース株式会社

早稲田大学

(五十音順)